

2017年4月8日

環境経済・政策学会 会員各位

環境経済・政策学会  
会長 赤尾健一

## 研究促進のための学会報告を行う若手研究者への学会参加旅費支援制度のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

学会報告を行う若手研究者の学会報告にかかる旅費の一部を補助することにより、研究活動を支援する制度を2013年度より開始いたしました。詳細は下記のとおりになります。若手研究者の学会会員による制度の活用を期待しております。

敬具

記

### 1. 補助対象学会

- (1) 環境経済・政策学会年次大会（2017年度は、2017年9月9日（土）～10日（日）高知工科大学）
- (2) 国際学会（Association of Environmental and Resource Economists, European Association of Environmental and Resource Economists, The East Asian Association of Environmental and Resource Economistsまたはそれに準ずる学会）

### 2. 対象者

- (1) 環境経済・政策学会：学生会員（年齢制限無し）
- (2) 国際学会 : 学生会員および期限付きの職に就いている35歳までの会員（常勤職に就いている者を除く）。ただし、前年度（2016年度）までに入会手続きが完了し、かつ年会費を滞納していない会員が対象となります。

### 3. 補助金額

- (1) 環境経済・政策学会年次大会：上限3万円
- (2) 国際学会 : 上限10万円

### 4. その他

- (1) AERE, EAERE, EAAERE以外で、申請された国際学会が補助対象となるかどうかは常務理事会で決定いたします。
- (2) 国際学会については、報告が受理されたことを証明するもの（メール等）が必要です。
- (3) 旅費は申請受付後に常務理事会が査定し、領収書等の提出を求める場合があります。  
旅行の発地点は申請者の所属先とします。また、学生会員が鉄道を使用する場合は学割料金を支給することとします。
- (4) 申請時には、他の経費から旅費が支出されていないことを示す誓約書の提出が必要です。
- (5) 採択された方の氏名は学会サイトで公表いたします。もし他の経費から重複して旅費を受け取ったことが後日判明した場合、返金に加えて、常務理事会で協議の上何らかのペナルティを科すことといたします。
- (6) 国際学会補助金を受領した会員は、ニュースレター委員会からの依頼を受けて、学会ニュースレターに補助を受けて参加した大会や会員が行った報告の内容について、記事を投稿することを義務づけます。

- (7) 年度で補助できる予算には限りがあります。申請者数に応じて補助金額が旅費満額ではなく一部補助となる可能性があります。予定の総額を支出した時点で、今年度の補助は終了いたします。また、申請者全員が採択されるのではなく、常務理事会で協議のうえ決定いたします。
- (8) 申請者は報告者かつ報告論文の主要著者 (first author や corresponding author として表現される) であることが必要です。
- (9) 環境経済・政策学会年次大会報告者への補助は、原則、学会大会時に現地で支払われます。
- (10) 大学院生の場合、指導教員の了承を得て、誓約書にサインまたは押印してもらうこと。

## 5. 申請方法

- (1) 大会担当常務理事（竹内憲司）宛に下記の情報と必要書類を、E-mailまたは郵送にて申請してください（様式任意）。
- (2) ①参加者情報（氏名、年齢、所属、連絡先、大學生の場合指導教員名）  
②学会大会名（日程、申請者の報告タイトル）  
③旅費（交通費）と内訳  
④報告受理証明書（国際学会のみ）  
⑤誓約書（上記 4. (4) 様式任意）
- (3) 申請締切日：各学会大会の開催 1 ヶ月前

## 6. 申請・問合先

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学大学院経済学研究科  
竹内憲司  
E-mail: takeuchi@econ.kobe-u.ac.jp